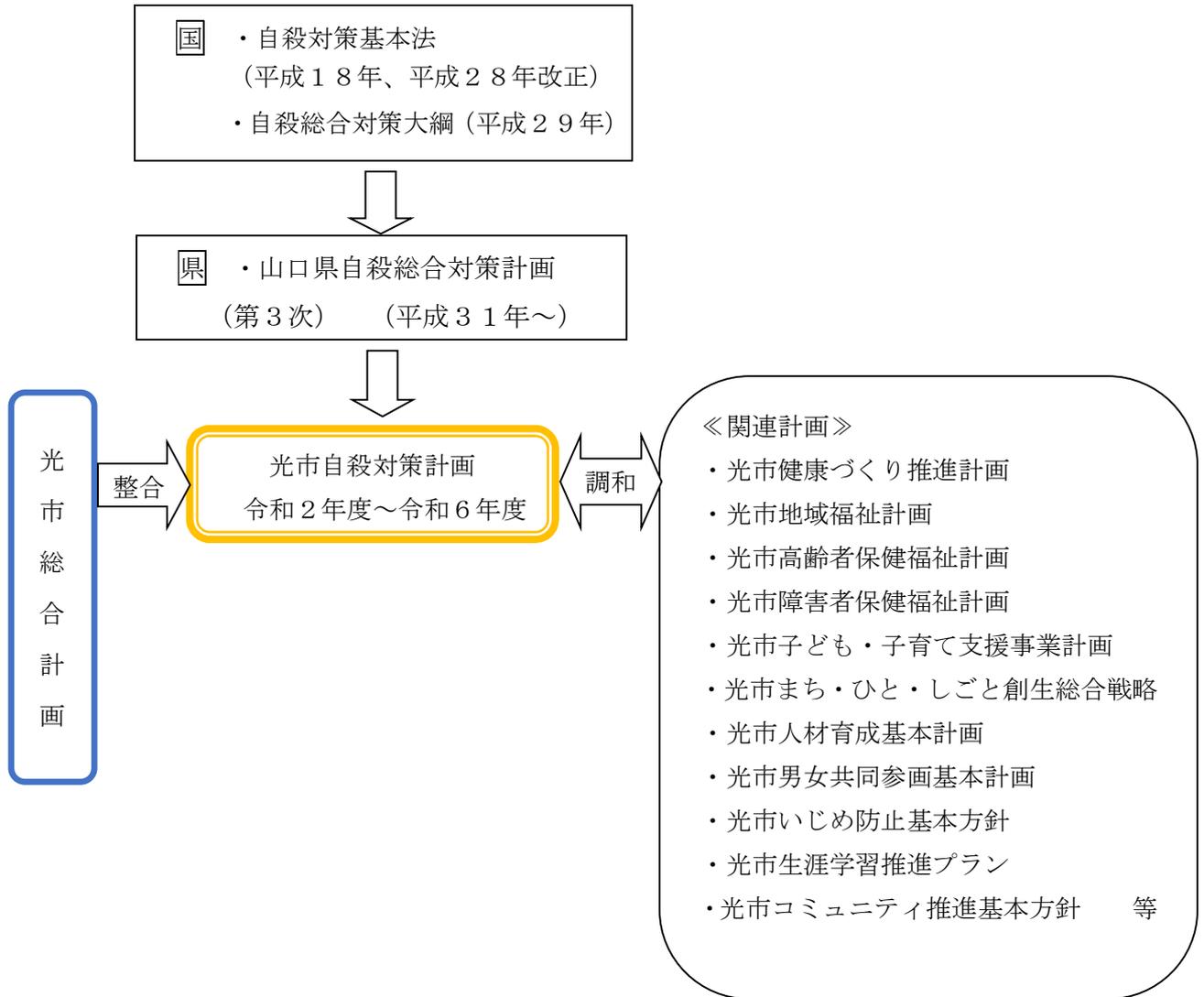


光市自殺対策計画策定概要

1 計画の位置付け

国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」及び県の「山口県自殺総合対策計画（第3次）」との整合性を図りながら総合的に本市における自殺対策を推進していくもの。



2 計画対象期間

令和2年度から令和6年度の5年間

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
国	自殺対策基本法													自殺総合対策大綱					
山口県	自殺総合対策計画				自殺総合対策計画(第2次)				自殺総合対策計画(第3次)										
光市														策定	自殺対策計画				

3 計画策定の体制

(1) 市民参画

ア 光市自殺対策協議会による検討

新たに「光市自殺対策協議会」設置

- ・委員：18名
- ・3回の協議会を開催予定

イ 市民からの意見・要望等の収集

パブリックコメント募集

- ・1月号（12/20 発行）広報掲載予定

(2) 庁内体制

・光市庁内ワーキンググループ設置

委員：19名（政策企画部・教育委員会・総務部・経済部・建設部・市民部・福祉保健部等関係部署職員）

- ・3回の会議を開催予定

(3) 議会の意見・情報提供